

(裏面)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に自署又は記名・押印をしてください。

なお、同意がない場合は借受希望申込書は受付できません。

農地中間管理事業に係る個人情報の取扱いについて

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）は、農地中間管理事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき定めた「一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団個人情報保護規定」及び関係法令等に基づき、適正に管理し本事業の実施のために利用します。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）による借受希望者の公表、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画、農用地等の貸付・借受希望者への情報提供で利用するほか、集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国・県及び市町への報告等で利用するとともに、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

関係機関

国, 広島県, 市町, 土地改良区, 農業委員会, 農業協同組合, 旧農地利用集積円滑化団体, 広島県農業会議, 広島県農業協同組合中央会, 広島県信用農業協同組合連合会, 全国農業協同組合連合会広島県本部, 広島県農業再生協議会, 広島県農業共済組合, 広島県果実農業協同組合連合会, 広島県酪農業協同組合, 広島県農業信用基金協会, 広島県土地改良事業団体連合会, 果樹産地協議会, 制度資金の融資機関

個人情報の取扱いの確認

「農地中間管理事業に係る個人情報の取扱いについて」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

(借受希望者)

住 所

氏名 (名称・代表者)

印

(自署の場合押印不要)

農地中間管理事業

農地の貸し借りをを行います

農地中間管理事業とは、

平成26年度から始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの仕組みです。

農地中間管理事業の仕組み

市街化区域以外の
農用地等に限ります

農地
の
出し手



貸付

農地中間管理機構

一般財団法人 広島県
森林整備・農業振興財団

貸付

公募
農地
の
受け手



農地の集積
集約化

預けて安心

人・農地プラン

経営発展

○借受希望者（農地の受け手）の申込（公募）について

☆申込方法：通年で申込を受付けます。なお、窓口については、募集をしている市町担当課に申込書を提出してください。

☆申込書：3，4，5ページをご利用ください。

※申し込まれた全ての者が農地を借りることができるわけではありません。借受希望者から提出された書類を審査し、農地中間管理機構が定めたルールに基づき、貸付先を決定します。添付書類がないと農用地等を借りることができません。

※申し込みにあたっては、2ページの「確認事項」をご覧ください。

※申込後の状況確認は、下段の機関へお問い合わせください。

○農地中間管理事業のメリット

- 賃借料の払い込み先は機構になるので、手間が省けます。
- 地主が複数いても、契約先は機構のみで一本化されます。
- 集積した農地を借り受けることができます。
- 長期間の農地借受が容易となります。

◇お問い合わせは、募集区域の所在する市町農業振興担当課 または、
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）まで
〒730-0051広島市中区大手町四丁目2番16号 TEL(082)541-6192 詳細はHP:<https://hsnz.jp>

【確認事項】

1 応募の対象者及び必要添付書類

応募の対象者	添付書類
(1) 認定農業者(個人, 一般法人)	経営改善計画書, 経営改善計画認定証(写)
(2) 認定就農者(認定新規就農者)	青年等就農計画, 青年等就農計画認定証(写)
(3) (1)から(2)に位置づけられる予定者 (農用地等の借受時には前項(1)から (2)に位置付けられることを要す。)	営農計画(案)
(4) 市町基本構想水準到達者	なし (該当者かどうかは経営農地の所在する市町へ確認をお願いします)
(5) 農業経営を行うJA出資法人・JA	定款(写)
(6) 旧農地利用集積円滑化団体が実施 する研修を修了した者	研修修了書(写)等, 研修が終了していることを証する書類
(7) (1)から(6)以外の「人・農地プラン」に 掲載された地域の中心経営体 (予定者を含む)	募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる 経営体」記載頁(写)
(8) (1)から(7)のいずれかの者と農地の 分散錯圃の解消を行おうとする者	なし

2 借受希望者の情報の公表 (広島県農地中間管理機構事務処理要領 第5)

- (1) 借受希望者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
- (2) 募集区域内の農業者, 募集区域外の農業者, 新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別, 面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別, 栽培方法
- (5) 借受者とマッチングした農用地について貸付農用地の属する募集区域内の借受希望者へ意見聴取を行うための貸付希望農用地の情報(所在地, 貸借期間)

3 農地の貸付先の決定ルール (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理事業実施規程 第5)

〔基本原則〕

- (1) 農用地等の借受希望者の規模拡大又は借受希望者が営農を行う経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- (2) 募集区域内において効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- (3) 募集区域内において新たに設立された集落法人や新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指す取組を阻害しないようにすること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ, 借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

〔優先配慮〕

- (1) 募集区域内の合意に基づき, 集落法人を設立する場合
- (2) 担い手相互間等で利用権の交換を行う場合
- (3) 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合
- (4) 借受希望者の中に, 募集区域内の担い手がいる場合
- (5) 募集区域内に担い手がおらず, 募集区域外から担い手を参入させる場合
 - ※1 該当する借受希望者が複数の場合は, 現在経営している農用地等との位置関係, 当該貸付希望者の希望条件との適合性, 地域農業の発展に資する程度を考慮し順位を決定します。
 - ※2 貸付先の決定にあたっては, 当該募集区域の(旧)人・農地プランの内容を考慮し決定します。
 - ※3 貸付先を決定後貸付農用地の属する募集区域内の借受希望者へ当財団ホームページで意見聴取を行います。意見聴取の結果, 貸付先の変更を行う場合があります。
 - ※4 機構から借受者への貸付期間:貸付先の経営の安定・発展に配慮し, 特段の理由が無い限り 10 年間以上とすることを基本とします。

借 受 希 望 申 込 書

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

1 借受希望者の概要

氏名 (名称・代表者)	(ふりがな)			印 (自署の場合押印不要)
住所	〒			
個人の場合	(生年月日)	年	月	日 才 男・女
法人の場合	設立年月日		構成員数	人
電話番号			FAX	
メールアドレス (携帯以外)				
「人・農地プラン」 での位置づけ	借受希望区域内のプランに (位置づけられている・位置づけられる予定・位置づけられていない)			
借受希望区域 における 現在の状況 (該当する番号及び ()内のいずれかを ○で囲んでください)	1 認定農業者〔個人, 一般法人〕 (既に認定されている・今後認定予定)			
	2 認定新規就農者 (既に認定されている・今後認定予定)			
	3 市町基本構想水準到達者			
	4 農業経営を行うJA, JA出資法人			
	5 旧農地利用集積円滑化団体が実施する研修を修了した者			
	6 1~5以外で「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体			
	7 1から6のいずれかの者と農地の分散錯圃の解消を行おうとする者 (分散錯圃解消の概要:)			

2 借受希望内容

希望区域	公募番号			
	市町			
	区域名			
	あなたの営農区域と今回の希望区域の関係は次のいずれですか。 1 同じ区域 2 異なる区域(現在の営農区域()) 3 新規参入			
農用地等の種別	田・畑・樹園地・採草放牧地・混木林地・農業用施設用地	借受規模	m ²	
希望する 農用地等の条件				
作物の種類				
栽培方法	1 露地栽培・施設栽培の別 (露地 ・ 施設) 2 その他の栽培方法 ()			
借受期間	年間			
借受理由	1 規模拡大 2 分散錯圃の解消 (担い手の氏名) 3 新規参入 4 その他 ()			

記載事項のホームページの公表 同意する ※○をお願いします。

複数の市町への申込みあり (応募希望市町;)

※この申込により、取り下げの申し出が無い限りには令和7年3月31日まで公表します。

ただし、借受申込者が死亡、法人解散していること等が判明した場合は、公表から削除します。

※添付書類

- 1認定農業者：経営改善計画書，経営改善計画認定証（写）（予定者は経営改善計画書（案）を添付）
- 2認定新規就農者：青年等就農計画，青年等就農計画認定証（写）（予定者は青年等就農計画（案）を添付）
- 3基本構想水準到達者：当該市町で位置づけられていることを確認できるもの（営農計画書等）
- 4農業経営を行うJA出資法人・JA：定款（写）（予定者は総会等の議決資料を添付）
- 5旧農地利用集積円滑化団体が実施する研修を修了した者：研修修了書等，研修が終了していることを証する書類
- 6人・農地プランに位置づけられた中心的経営体：募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)
(予定者は人・農地プランの案を添付)
- 7分散錯圃の解消を行おうとする者：申込書に分散錯圃解消の具体的内容を記載してください。解消前後の状況がわかる図面等の添付に代えることもできます。

※予定者は貸借手続き完了までに借受者の要件を満たす必要があります。認定後は速やかに添付書類を提出してください。

